

第 4 期宮城県がん対策推進計画への提言

2023 年 11 月 16 日 宮城県がん対策推進協議会・ワーキング部会委員（がん教育担当）

東北労災病院 丹田 滋

本日検討される宮城県第 4 期がん対策推進計画「中間案」を拝読して「がん教育」を担当させていただいたワーキング部会（WG）委員として本日の協議会でご検討いただきたいことをまとめました。10 月 17 日の WG の折に提出した「参考資料」と重複する部分があることをお許しください。

まず宮城県の「がん教育」の現状の一端を示す資料として次の表をご紹介します。

「令和 4 年度におけるがん教育の実施状況調査の結果」（文部科学省「がん教育」サイトから）

がん教育外部講師活用状況（国公立）

※分母は、回答した全ての学校数。

都道府県名	外部講師の活用状況											
	全体			小学校			中学校			高等学校		
	学校数	外部講師活用校数	割合	学校数	外部講師活用校数	割合	学校数	外部講師活用校数	割合	学校数	外部講師活用校数	割合
01 北海道	1,966	147	7.5	1,016	78	7.7	628	39	6.2	322	30	9.3
02 青森県	518	35	6.8	275	16	5.8	170	14	8.2	73	5	6.8
03 岩手県	559	75	13.4	303	36	11.9	164	17	10.4	92	22	23.9
04 宮城県	710	19	2.7	379	11	2.9	221	5	2.3	110	3	2.7
05 秋田県	371	23	6.2	189	8	4.2	121	11	9.1	61	4	6.6
06 山形県	427	24	5.6	244	11	4.5	109	6	5.5	74	7	9.5
07 福島県	761	75	9.9	415	45	10.8	238	23	9.7	108	7	6.5
08 茨城県	824	222	26.9	449	129	28.7	245	76	31.0	130	17	13.1
09 栃木県	630	29	4.6	362	13	3.6	179	13	7.3	89	3	3.4
10 群馬県	602	51	8.5	321	31	9.7	182	17	9.3	99	3	3.0
11 埼玉県	1,566	131	8.4	846	74	8.7	490	46	9.4	230	11	4.8
12 千葉県	1,441	77	5.3	793	29	3.7	428	35	8.2	220	13	5.9
13 東京都	2,439	757	31.0	1,269	205	16.2	784	396	50.5	386	156	40.4
14 神奈川県	1,772	75	4.2	925	12	1.3	555	46	8.3	292	17	5.8
15 新潟県	845	98	11.6	464	42	9.1	258	49	19.0	123	7	5.7
16 富山県	339	19	5.6	191	12	6.3	91	3	3.3	57	4	7.0
17 石川県	370	36	9.7	212	24	11.3	98	8	8.2	60	4	6.7
18 福井県	325	16	4.9	196	1	0.5	89	13	14.6	40	2	5.0
19 山梨県	324	49	15.1	180	30	16.7	96	15	15.6	48	4	8.3
20 長野県	715	49	6.9	383	28	7.3	217	19	8.8	115	2	1.7
21 岐阜県	690	60	8.7	382	20	5.2	205	35	17.1	103	5	4.9
22 静岡県	994	164	16.5	523	83	15.9	315	56	17.8	156	25	16.0
23 愛知県	1,623	135	8.3	895	75	8.4	471	43	9.1	257	17	6.6
24 三重県	622	33	5.3	362	18	5.0	176	13	7.4	84	2	2.4
25 滋賀県	423	83	19.6	235	47	20.0	117	32	27.4	71	4	5.6
26 京都府	711	104	14.6	386	27	7.0	212	35	16.5	113	42	37.2
27 大阪府	1,892	163	8.6	1,030	34	3.3	565	85	15.0	297	44	14.8
28 兵庫県	1,422	73	5.1	776	27	3.5	413	33	8.0	233	13	5.6
29 奈良県	388	22	5.7	204	10	4.9	123	1	0.8	61	11	18.0
30 和歌山県	432	95	22.0	244	77	31.6	136	16	11.8	52	2	3.8
31 鳥取県	237	39	16.5	130	16	12.3	68	20	29.4	39	3	7.7
32 島根県	382	49	12.8	211	23	10.9	109	18	16.5	62	8	12.9
33 岡山県	666	42	6.3	391	11	2.8	178	21	11.8	97	10	10.3
34 広島県	902	123	13.6	478	43	9.0	281	46	16.4	143	34	23.8
35 山口県	516	54	10.5	287	39	13.6	149	8	5.4	80	7	8.8
36 徳島県	308	15	4.9	175	5	2.9	90	3	3.3	41	7	17.1
37 香川県	289	25	8.7	161	14	8.7	79	11	13.9	49	0	0.0
38 愛媛県	486	20	4.1	277	8	2.9	141	10	7.1	68	2	2.9
39 高知県	365	70	19.2	198	41	20.7	115	20	17.4	52	9	17.3
40 福岡県	1,113	251	22.6	554	144	26.0	381	87	22.8	178	20	11.2
41 佐賀県	330	91	27.6	172	51	29.7	105	25	23.8	53	15	28.3
42 長崎県	610	44	7.2	327	13	4.0	193	26	13.5	90	5	5.6
43 熊本県	636	58	9.1	352	41	11.6	191	6	3.1	93	11	11.8
44 大分県	472	20	4.2	265	16	6.0	140	2	1.4	67	2	3.0
45 宮崎県	452	13	2.9	243	6	2.5	148	6	4.1	61	1	1.6
46 鹿児島県	850	228	26.8	509	124	24.4	239	82	34.3	102	22	21.6
47 沖縄県	519	10	1.9	277	6	2.2	162	3	1.9	80	1	1.3
計	35,832	4,091	11.4	19,456	1,854	9.5	10,865	1,594	14.7	5,511	643	11.7

https://www.mext.go.jp/content/20231027-mxt_kenshoku-100000616_1.pdf

の 6 ページ目の表です（「宮城県データ」への枠づけは丹田が加筆）。

本協議会の委員には教育専門家もいらっしますが、専門外の委員のために**がん教育**と**外部講師**について説明します（**太字**は丹田の修飾、以下同様）。

平成 28 年（2016 年）12 月に改正・施行されたがん対策基本法第 23 条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、**学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。**」とされています。

これを受け、2017 年・2018 年に改訂された学習指導要領の中で、中学校や高校の授業の一環としてがん教育を取り扱うように明記されました。その後、学習指導要領改訂に伴う移行期間を経て、小学校は 2020 年、中学校は 2021 年から、高校は 2022 年入学者から順次、スタートしています。

第 4 期がん対策推進基本計画（本年 3 月閣議決定）でも「国は、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して 会議体を設置し、地域のがん医療を担う医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、必要な支援を行う。」とされており、「**都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置**」することが勧められています。

今回の中間案で 83 ページの「取組の方向性」で、（がん教育推進のために）「**関係機関との協議の場を設け検討していく**」との文言が入ったことは 10 月 17 日の WG での議論が反映されたようで担当委員としてもうれしく感じました。第 4 期 6 年の間にぜひ実現していただきたいと存じます。

文部科学省からの「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」（最新版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/20210312-mxt_kouhou02-1.pdf

p.8 で紹介されている「組織構築（イメージ図）」（下図）の A～D 方式が参考になると存じます。

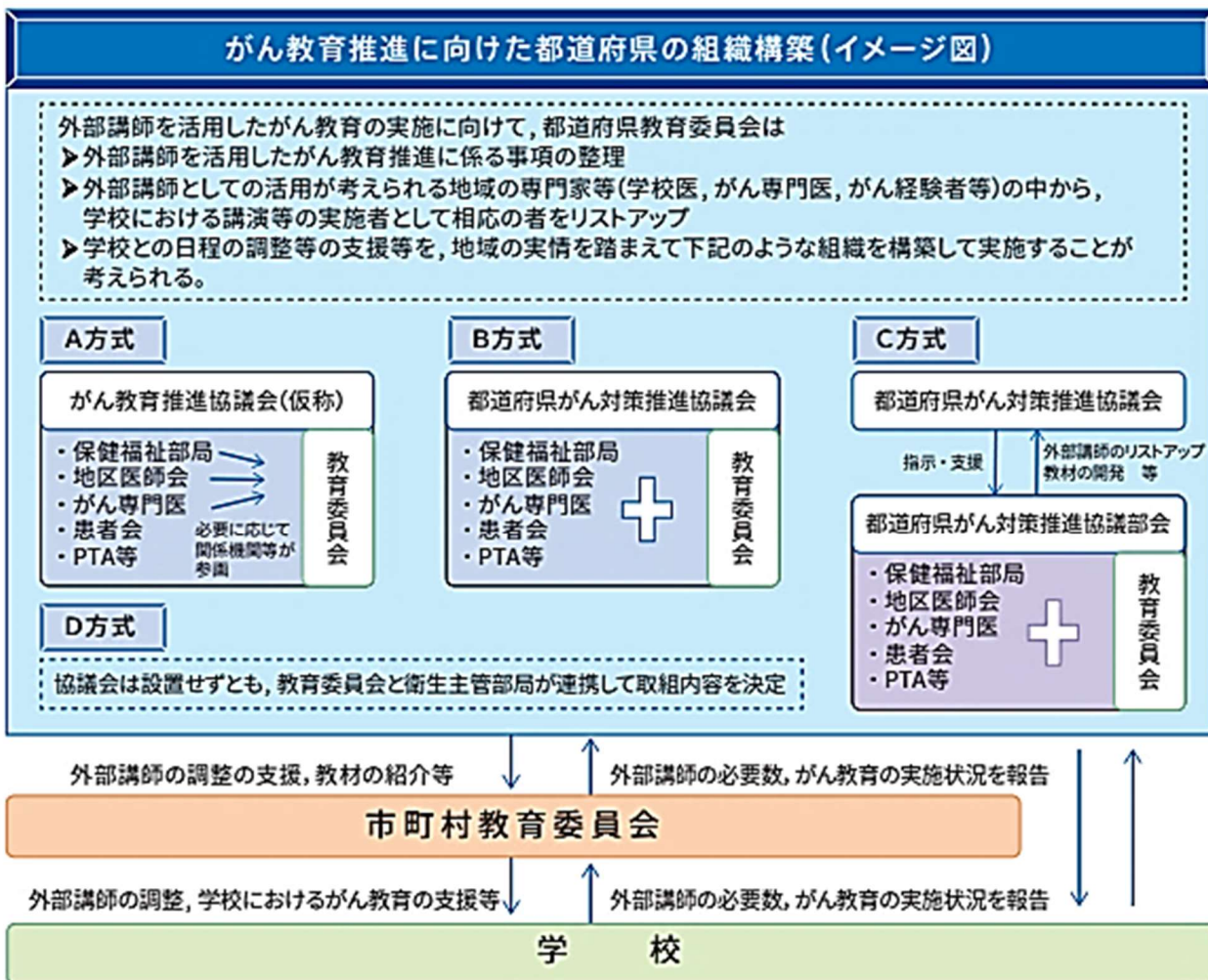


図 7 がん教育推進に向けた都道府県の組織構築（イメージ図）（文部科学省）

82 ページの上段の「施策の方向性」第 1 項目に「関係機関で協議の場を設け、学習指導要領に基づく、児童生徒の発達段階に応じたがん教育の推進」と加筆されることを第一に提案いたします。

次に 1 ページ目の表や 2 ページ目の図に焦点とされている**外部講師**をご説明します。

「教員自身ががんについて詳しく知らない場合、教材だけを使用しても深みのある授業を展開するのは難しいかもしれません。たとえば、専門知識を学んだ養護教諭が授業を担当することもあります。がん教育を行う教科や学習活動時間によっては、専門的な知識を持たない教員が授業を担当せざるを得ない場合もあります。

そのため、教材にくわえて重要視されているのが外部講師の存在です。(中略) 具体的には、がん教育の目標の 1 つである「がんについて正しく理解することができるようにする」を達成するために、医師や看護師、保健師など専門知識をもった医療従事者を招くことで、科学的根拠に基づいた知識を提供できます。もう 1 つの目標である「健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする」を達成するためには、がん患者やがん経験者を招くと効果的だと考えられています。」

(<https://www.ganchiryu.com/live/cancer-education> の記事を転載)

1 ページ目に紹介した「調査の結果」(全国集計)でも、「外部講師を活用しなかった理由」(質問 4)への回答(複数選択)でも、「教師が指導したため」(63.2%)、「指導時間が確保できなかった」(25.3%)、「適当な講師がいなかった」(8.0%)、「講師謝金等の経費が確保できなかった」(5.3%)となっています。

個人的にうかがった宮城県内関係者のお話を総合すると、宮城県や仙台市では保健体育科の教諭や養護教諭が「がん教育」の授業を担当されるシステムが構築され(つつあり)、その結果、当然ながら外部講師を招く(諸文書では「活用する」と表現されています)率が 1 ページの表のように小中高校総合での全国比較でブービー賞(下から 2 番目)という結果になっています。丹田個人としては「外部講師の活用」が児童生徒のがんの正しい知識定着、ひいてはがん検診率の向上や早期受診によるがん死亡率の低下にどの程度結びつくかは後世の判定になる(現時点ではエビデンスはない)とは感じています。ただ、第 3 期・第 4 期の国のがん対策推進基本計画で推奨されている「外部講師の活用」を宮城県独自の判断で無視して後世、「やはり外部講師の活用は有用であった」と判明した場合、今回策定される「宮城県第 4 期がん対策推進計画」の瑕疵との批判は免れないと存じます。

「外部講師を活用しなかった理由」の 3 番目に挙げられた「適当な講師がいなかった」問題について、ひとつ資料をお示しします。がん患者団体の連合組織である「全国がん患者連合会」(全がん連)でも、がん患者や経験者が外部講師として招かれる可能性がある状況で講師としての質を担保するために「がん教育外部講師 e-learning」を開講していました(現在は新規申し込みを中止)。(公開に同意された)修了者の名簿がネットに掲載されています(http://zenganren.jp/?page_id=2744)。宮城県分を下記に転載しますと(医療者も対象だったので受講した私を含めて)多数の方が「外部講師として協力してもよい」と手を挙げています(全がん連ではこのリストを地域の教育委員会などに送付済みとのこと)。非受講者も合わせれば相当数の県内の協力者が期待できます。

■医療者はこちら

江利 晶央 (薬剤師/宮城県立がんセンター)
本多 博 (医師/東北労災病院)
内村 聡子 (看護師)
玉井 照枝 (その他の医療職/東北労災病院・多世代交流複合施設アンダンチ)
丹田 滋 (医師/東北労災病院)
大堀 久詔 (医師/石巻赤十字病院)
佐藤 京子 (看護師)
大竹 茜 (その他の医療職/東北大学病院)
針生 一恵 (保健師/宮城県がん総合支援センター)
佐山 幸 (看護師/宮城県立がんセンター)
佐藤 隆裕 (医師/ひとつぶ診療所)
篠原真弓 (看護師/仙台大学)
阿部朋美 (看護師/祐訪問看護ステーション石巻)

■がん経験者・ご家族はこちら

佐藤 京子 (がん経験者の家族/がん哲学外来 日和山カフェ)
服部昌子 (がん経験者/仙台市図書館ブックトークボランティア ランプ)
西村 和佳子 (がん経験者/がん哲学外来 日和山カフェ)
橋本 真由美 (がん経験者の遺族/日本グリーフケア協会・りぼんむすびの会)
菅原 朱美 (がん経験者/NPO法人パセリの会)
村上 ゆかり (がん経験者/NPO法人パセリの会)
山崎 忍 (がん経験者)
針生 一恵 (がん経験者)
高橋 修子 (がん経験者/りんりの会(乳がん体験者の会))
篠原 真弓 (がん経験者・家族)
阿部 京子 (がん経験者/グループネクサスジャパン)
佐久間 こずえ (がん経験者/NPO法人パセリの会)

「医療（従事）者」の外部講師について付言すると、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（2022年8月1日厚生労働省健康局長発令）で例えば地域がん診療連携拠点病院の指定要件として「がん教育について、当該がん医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。なお、がん教育の実施に当たっては、児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。」と具体的に記載されましたので、学校としては同じ二次医療圏内の拠点病院等に医療従事者を派遣する依頼はしやすくなった（病院としても積極的に協力する）はずです。

以上のことから、中間案 82 ページのがん教育の「現状と課題」の第 2 段落末尾に「しかしながら、宮城県の外部講師活用率は全国でも下位にあり改善が必要です。」と追加することを第二に提案いたします。

最後に中間案 83 ページ、「取組の方向性」第一段落の末尾に「この目的のために文部科学省から「がん教育総合支援事業」の受託を目指す。」と追記することをご提案したいと思います。

これは下図のような事業なので、図にある（外部講師活用を含めた）「課題」への対策になるばかりでなく宮城県+仙台市のがん教育の進展には資することが大であると考えます。「民間事業者等」の文言がありますが、上記「関係機関の協議の場」で（あるいは先行都府県の事例を研究して）適当な仕組みが作れると考えます。

がん教育総合支援事業

令和4年度予算額 0.3億円
 (前年度予算額 0.3億円)



背景	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。 ●平成29年度から令和4年度までの6年間を対象とした第3期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」ことが目標とされている。 ●平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、中学校及び高等学校においては、「がんについても取り扱うこと」を新たに明記され、中学校の全面实施（令和3年度）・高等学校の年次進行実施（令和4年度）に向け、学習指導要領の対応を検討する必要がある。
課題	<ol style="list-style-type: none"> ① 教員のがんについての知識・理解が不十分 健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。 ② がん教育の全国への普及・啓発が必要 がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。 ③ 外部講師の活用体制の一層の充実が必要 がん教育における外部講師の活用状況が十分とは言えず、学校が外部講師を活用するための体制を充実させる必要がある。

学習指導要領に対応したがん教育の実施

事業概要

1 学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発

学習指導要領を踏まえたがん教育について、教員や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。

- 教員・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施
- 公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催

2 地域の実情に応じたがん教育の実施

全国でがん教育を確実に実施するため、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん専門医、がん経験者等の外部講師を活用したがん教育の取組を支援する。

- がん教育に関する教材の作成・配布
- 外部講師によるがん教育の実施
- 外部講師名簿作成、活用体制の整備

事業スキーム



都道府県等における取組

- ・外部講師の派遣
- ・外部講師を活用した授業研究会
- ・教職員・外部講師を対象とした研修会
- ・各学校での外部講師を活用したがん教育

委託先 民間事業者等

箇所数 70万円/自治体 程度

委託対象経費 諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費 等

成果

- 本事業により、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図る。
- 学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実を促す。
- 外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001000334.pdf>

（令和 4 年 10 月 13 日第 83 回がん対策推進協議会 資料 2-2「文部科学省におけるがん教育の取組について」から）

なお文中のリンクは 2023 年 11 月 12 日に最終確認しております。